

旧高岡共立銀行利活用事業アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、旧高岡共立銀行利活用事業アドバイザー業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称 旧高岡共立銀行利活用事業アドバイザー業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、山町筋伝統的建造物群保存地区内に立地する「旧高岡共立銀行」について、民間活力を活かし、文化財的価値の保存と交流拡大に資する機能の両立に向け、旧高岡共立銀行を活用する民間事業者の公募から本市との契約締結までを円滑に進めるため、その過程で必要となる各種検討及び資料等の助言・作成等、必要な支援を行うことを目的とする。

なお、旧高岡共立銀行の活用については、公共施設としての活用ではなく、民間事業者による活用・運営を想定している。

(3) 業務の内容

- ① 実施要領等の作成支援
 - ・ 実施要領の作成支援
 - ・ 仕様書の作成支援
 - ・ 審査基準の作成支援
 - ・ 様式集の作成支援
 - ・ 基本協定書及び契約書等の作成
- ② 実施要領等への質問に対する回答案作成
- ③ 民間事業者選定に係る選考委員会の運営支援
- ④ 契約締結に係る支援
- ⑤ 報告書のとりまとめ

詳細は、旧高岡共立銀行利活用事業アドバイザー業務委託仕様書のとおり。なお、公募で活用する民間事業者が決定しなかった場合、上記(3)④の業務は実施せず、その分の費用は支払わないこととする。

(4) 業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

- (5) 委託料上限額 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※（様式 7）参考見積書は、上記（3）④を含む場合と含まない場合の金額をそれぞれ記載すること。
先に説明した通り、公募で活用する民間事業者が決定しなかった場合上記（3）④は、本業務に含めないものとする。
- (6) 担当課
高岡市未来政策部未来課
所在地：〒933-8601 富山県高岡市広小路 7 番 50 号
TEL：0766-20-1320
FAX：0766-20-1670
メールアドレス：mirai@city.takaoka.lg.jp

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 高岡市入札参加者名簿に登載された者であること。（参加表明書提出時点で名簿登載者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。
 - ① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く）
 - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

- (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (エ) 組合の理事
 - (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 過去5年間に（令和元年度から令和5年度）において、国・地方公共団体又はその他の公共団体が発注するアドバイザー業務を1件以上受注し業務を完了した実績を有していること。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和6年4月19日（金）
質問書の受付期限	令和6年5月2日（木）17時
参加表明書の提出期限	令和6年5月10日（金）17時
企画提案書の提出期限	令和6年5月16日（木）17時
選考委員会の開催	令和6年5月27日（月）
選考結果の通知	令和6年5月下旬以降
契約締結	令和6年5月下旬以降

5 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

(1) 提出期限

令和6年5月2日(木)17時必着

(2) 提出先

2(6)記載の担当課

(3) 提出方法

質問書(様式A)により電子メール(様式添付)で提出すること。

なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。

(4) 回答

質問書に対する回答は、随時、高岡市ホームページで公開する。なお、仕様書等に関する回答は、仕様書等記載事項の追加又は修正とみなす。

6 参加表明書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明を申し出ること。

(1) 提出期限

令和6年5月10日(金)17時必着

(2) 提出先

2(6)記載の担当課

(3) 提出方法

参加表明書(様式B)を郵送、電子メール(様式添付)又は持参により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、令和6年5月10日(金)必着とし、一般書留又は簡易書留で送付すること。

※郵送及び電子メールの場合は、收受確認のため、送付後に電話すること。

(4) 辞退方法

参加表明書を提出後に辞退する場合は、企画提案書の提出期限の日までに辞退届(様式C)を郵送、電子メール又は持参により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、令和6年5月16日(木)必着とし、一般書留又は簡易書留で送付すること。

7 企画提案書の提出等

企画提案書は、6に定める参加表明を行った者のみ、提出できるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和6年5月16日(木)17時必着

(2) 郵送宛名(封筒記載のこと)

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市未来政策部未来課 行

「旧高岡共立銀行利活用事業アドバイザー業務委託

企画提案書」在中

(3) 提出方法

持参又は郵送(一般書留若しくは簡易書留とし、提出期限必着とする。)で提出すること。

(4) 提出書類

(様式1) 提案者の概要 (A4_1ページ)

(様式2) 表紙 (A4_1ページ)

(様式3) 実施体制 (A4_1ページ)

(様式4) 類似業務の実績 (A4_2ページ以内)

(様式5) 実施方針・企画提案 (A4_3ページ以内)

(様式6) 実施計画 (A4_1ページ)

(様式7) 参考見積書 (A4_4ページ以内)

(5) 提出部数

- ・(様式1)は1部を紙媒体で提出すること。
- ・(様式2)から(様式7)までについては、ページ番号を付して、左綴じ(ホチキス2点止め)で1冊にまとめ、正本1部及び副本7部を紙媒体で提出すること。副本には、提案者名が判別できる文字・ロゴ等を記載しないこと。なお、副本に、従事予定者の氏名、所属・役職名が記載されることは問題ないこととする。

(6) 企画提案書作成上の注意点

- ・企画提案書(様式1~7)は、A4判、文字は11ポイント以上とする。
- ・企画提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合、当該項目の得点を0点とする。

(7) 企画提案書の取扱い等

- ① 企画提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回すること

はできない。

③ 提出された企画提案書は、返却しない。

④ 企画提案書は、審査以外に作成者に無断で使用しない。ただし、高岡市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第41号）及び関係法令に基づき、開示する場合がある。

（8）特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行うものとする。

（9）著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用する事ができるものとする。

8 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

（1）企画提案書が提出期限を過ぎて提出された場合

（2）企画提案書が実施要領等において指定した方法以外の方法で提出された場合

（3）企画提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合

（4）実施要領等に示した委託料上限額を超える金額の提案をした場合

（5）公募に対して、選考委員会へ故意に接触を求める行為を行った場合

（6）市職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合

（7）前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合

（8）その他実施要領等に定める条件（軽微なものを除く。）に違反したと認められる場合

9 優先交渉権者の選定

（1）選定主体

選考委員会が評価を行うものとする。

※優先交渉権者とするのは、各審査員による評価の合計点の平均が60点以上の提案者に限る。

(2) 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準		配点
①実施体制	業務実施の体制・人員	・公募から締約締結まで支障の無い体制・人員となっているか。	15点
②実績	業務実績	・国や地方公共団体、民間企業等での当該業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績は十分あるか。 ・本業務に配置する人員がアドバイザー業務のノウハウがあり、経験を有する場合は高く評価する。	15点
③提案内容	的確性	・本業務の目的を理解しどのように進めるかを踏まえた実施方針となっているか。 ・本業務における配慮事項及び対策等を示しているか	20点
	実現性	・理論的で実現性の高い提案となっているか。	20点
④実施計画	業務実施のスケジュール・工程	・実現可能なスケジュール及び工程となっているか。	10点
⑤説明・応答	専門性・信頼性	・説得力があり、専門性が高い内容のプレゼンテーションとなっていたか。 ・質疑に対して的確な応答であるか。	10点
⑥価格	見積額	・適正かつ安価な価格が提示されているか。 (全事業者の中での最低見積金額/事業者の見積金額) × 配点 (少数点以下切捨て) により配点する。	10点
合 計			100点

(3) 選考委員会による審査

① 企画提案書審査（一次審査）の実施

応募数が5者以上の場合は評価基準に基づく企画提案書審査により採点を行い、各委員の合計得点の上位5者（各審査員による評価の合計点の平均が60点以上の提案者に限る。）にプレゼンテーション・ヒアリング参加者を限定する場合がある。なお、その場合は応募者へその旨を通知するものとする。

② プレゼンテーション・ヒアリング（二次審査）の実施

ア 日 時 令和6年5月27日（月）

※参加順、集合時間その他詳細は後日改めて通知する。

イ 場 所 高岡市役所 会議室

ウ 出席者

プロポーザル参加者側の出席者は1事業者あたり2名以内とする。

エ 説明時間

各プロポーザル参加者1事業者あたり15分、質疑応答時間10分を予定している。

オ その他

選考委員会では、事前に提出した企画提案書に基づく説明を行い、追加資料の配付や投影は禁止する。

プレゼンテーションは、非公開により実施する。

カ 留意点

プレゼンテーションの際は、自らの名称を明らかにしないこと。

10 結果の通知及び公表

審査において選定された優先交渉権者名について、提案者全員にメールで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。（優先交渉権者以外の提案者名は公表しない。）

なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

11 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容については、優先交渉権者が提出した企画提案書を踏まえ、市と優先交渉権者が協議を行って仕様書を定めるものとする。

優先交渉権者との協議が整わなかった場合や優先交渉権者が契約を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行う。

(2) 契約手続

市は、高岡市契約に関する規則に定める随意契約により、優先交渉権者から見積書を徴取し、契約を締結する。

契約締結に当たっては、同規則に定める契約保証金を高岡市に納付しなければならない。ただし、同規則第8条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、企画提案書及びヒアリングにより選定を行う。
- (4) 受託者は、旧高岡共立銀行利活用事業に関して応募又は参画することができない。また、旧高岡共立銀行利活用事業に応募又は参画をしようとする民間事業者のコンサルタント等の業務も受託することはできない。